

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業（第3弾）業務委託仕様書

1. 件名

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業（第3弾）業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）

3. 履行場所

新座市全域

4. 基本事項

(1) 目的

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下、「キャンペーン」という）を実施することにより、消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている消費者及び市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済の普及を図る。

(2) キャンペーンの概要

ポイント還元率	決済金額の20%
ポイント付与上限額	1,000円/回、5,000円/期間
対象キャッシュレス事業者	auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、楽天Edy
対象店舗	対象キャッシュレスを導入している市内所在の中小企業者
ポイント付与対象者	対象店舗において対象キャッシュレスで決済した消費者
実施期間	令和6年9月1日から令和6年9月30日まで

(3) スケジュール（予定）

令和6年6月上旬	業務委託契約締結
令和6年6月～8月	キャンペーン実施準備（店頭用啓発物の作成及び対象店舗への発送、説明会【事業者向け・市民向け】の開催、周知）
令和6年9月中	キャンペーン実施
令和6年12月下旬	実績報告書提出 委託料支払い（一括払）

5. 業務内容

(1) ポイントの付与

ポイント付与対象者に対し、対象キャッシュレスで決済した金額に所定のポイント還元率を乗じた金額相当のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、令和6年11月末日までとする。

(2) 事業者及び市民向け説明会の開催

市内店舗の対象キャッシュレス導入促進を図るため、サービス内容等を案内する説明会を開催すること。また、高齢者などキャッシュレス決済を知らない市民を対象として、対象キャッシュレスの使い方等を案内する説明会を開催するものとする。

なお、説明会の開催日程は発注者と協議の上、開催するものとする。公共施設を会場とする場合は、会場手配は発注者が行い、受注者に会場代の負担は求めない。

(3) 対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツール作成及び送付

対象店舗がキャンペーン実施期間中に店頭等に掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付すること。また、対象店舗の一覧（店舗名、所在地、業種）のデータをエクセル形式にて市に提供すること。

ツールの種別及び数量の指定はないが、PR効果が高いと認められるものとする。

なお、ツールの作成に当たっては、新座市が実施するキャンペーンであることがわかりやすいデザインであることとし、発注者の校正を受けることとする。

(4) キャンペーンの広報

事業について広く周知するため、特設ホームページ、SNS、チラシなどの広報素材を企画・作成し、効果的に活用すること。

また、実施期間中にポイント還元となる原資がなくなることを想定し、予め、速やかにキャンペーン終了の周知が図れる準備をしておくこと。

(5) コールセンターの設置

ア 市民や事業者からの電話による問合せ対応のため、専用のコールセンターを設置すること。また、必要十分な複数の電話回線を受注者において用意すること。

イ 設置期間はキャンペーン実施の概ね2週間前から設置するものとし、発注者と協議の上で決定する。

ウ 問合せ対応に必要な能力を有するオペレーターを配置し、意見・苦情も含めたあらゆる内容について誠実に対応すること。

エ 想定される問合せ内容についてマニュアルを作成し、オペレーターに教育・研修を行うこと。また、マニュアルは問合せ内容や発注者からの指摘により随時更新すること。

オ 苦情については特に慎重に対応し、結果について発注者に速やかに報告すること。

(6) 効果検証

ア キャッシュレス決済の動向等を調査し、発注者へ適宜報告すること。

イ キャンペーン期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数などについて、可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で、実績報告書を提出すること。

ウ 事業の効果検証について、事業者へのアンケートの手法を活用し、報告書を作成すること。

6. 事業スケジュール（予定）

令和6年

7月中旬 事務局開設、販促物の作成、事業者への周知

8月上旬 コールセンター開設、説明会の開催

8月中旬 販促物の発送

9月 キャンペーン開催

10～11月末 ポイント付与

12月末 実績報告書提出・委託料支払い

7. その他

(1) 新座市業務委託契約基準約款及び個人情報等の取扱いに係る特記事項を遵守すること。

(2) 委託業務の終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかに訂正しなければならない。

(3) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は発注者、受注者が協議して決定するものとする。

(4) 事故、災害などの緊急事態が発生した場合、受注者は迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。